
第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

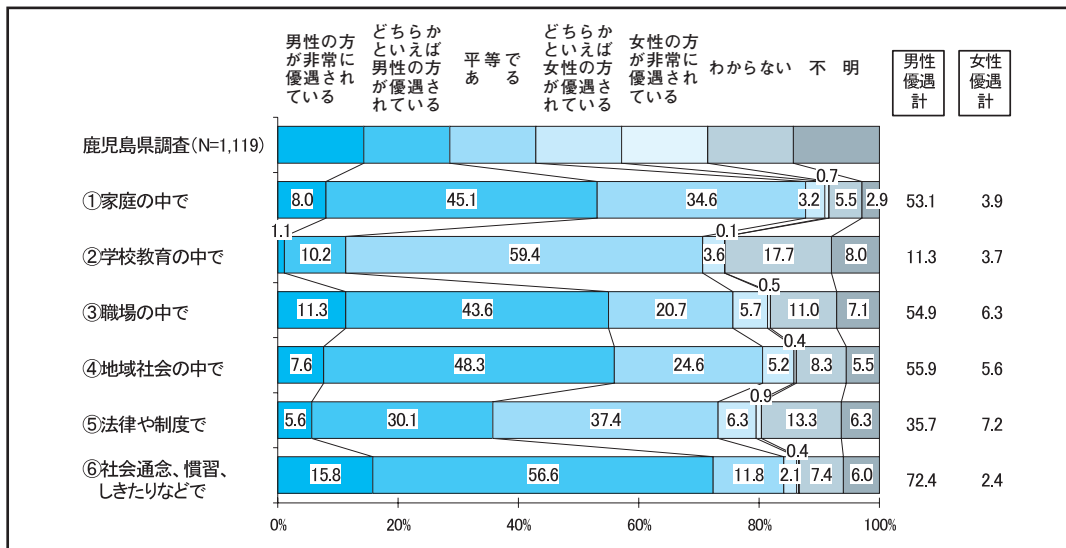
■現状と課題

平成19年の県民意識調査の結果によると、家庭、学校教育、職場、地域社会の中や、法律・制度及び社会通念・慣習などすべての調査分野において男女の地位に不平等感を感じている人がいます。

このような不平等感を解消し、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進めるためには、現行の制度や慣習・慣行について男女共同参画の視点から見直しを検討する必要があります。

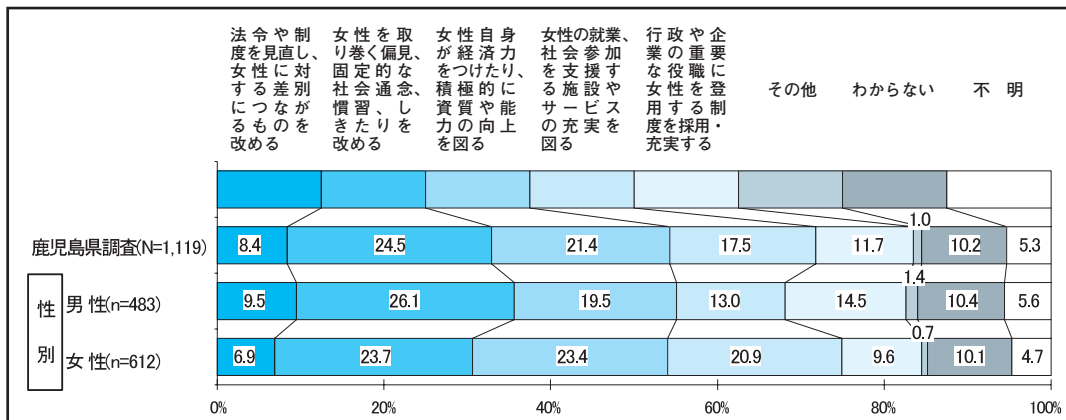
また、男女共同参画社会に関する認識を深め定着させるための広報・啓発活動の充実に努める必要があります。

男女の地位の平等感



資料：「平成19年度鹿児島の男女の意識に関する調査」（県青少年男女共同参画課）

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと



資料：「平成19年度鹿児島の男女の意識に関する調査」（県青少年男女共同参画課）

■施策の方向

地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。このため、これらを把握し、男女共同参画社会の形成を阻害するものについて見直していくためにも、地域や社会における制度や慣行が男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めるとともに、男女共同参画に関する情報の収集を行い、県民や市町村等に提供していきます。

【具体的施策】	担当部局
○男女共同参画の現状に関する情報の収集・提供	環境生活部

男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進

県民や事業者等に男女共同参画社会に関する理解と協力を求めるために、様々な場において男女共同参画に関する情報や関連法令等について広報や啓発を行います。

また、男女共同参画社会の形成に関する理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点（*）の定義について、誤解の解消に努め、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。

【具体的施策】	担当部局
○県政広報媒体、広報・啓発誌及び図書等による普及・啓発や情報提供	総務部 環境生活部 農政部
○男女共同参画週間を中心とした普及・啓発	環境生活部

公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

県などの公的機関が行う公的広報等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮します。

【具体的施策】	担当部局
○「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」等を利用した意識啓発	総務部 環境生活部

* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

(内閣府「男女共同参画基本計画(第2次)」から抜粋)

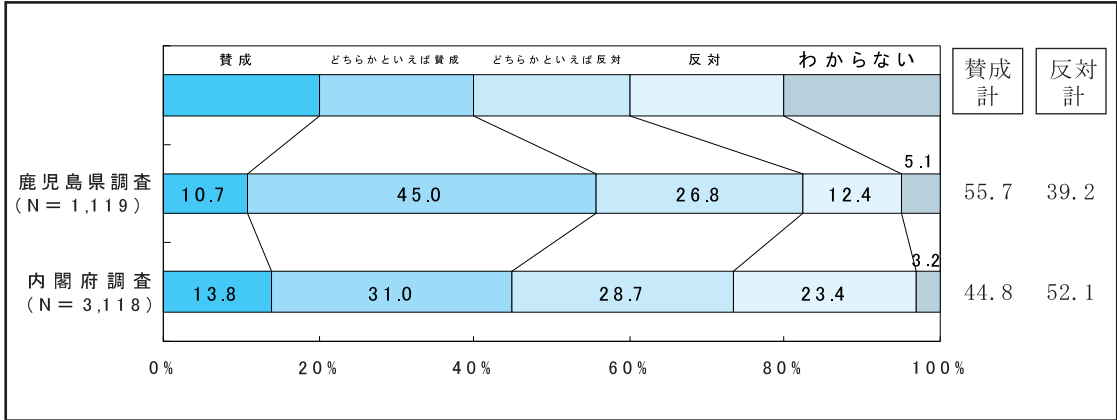
■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人一人が男女共同参画社会についての正しい認識や自立の意識を有することが不可欠であり、このような意識を涵養し男女がともに個性や能力を発揮するために、教育・学習の果たす役割は極めて重要であり、平成19年の県民意識調査においても多くの人が学習の必要性を示しています。

また、県民意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について、賛成の人が半数以上を占めています。男女共同参画社会は、人々が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、誰もが多様な生き方が選択でき、ともに責任を担いながら、生涯を通じて充実した生活を送ることができる社会です。そのような社会を実現するためには、学校、家庭、地域、職場などの様々な分野で男女共同参画社会に関する教育・学習を充実させ、理解の浸透を図っていく必要があります。

さらに、県全体で男女共同参画社会の形成を促進するためには、行政の施策や教育が男女共同参画の視点に立って行われるよう、これらに携わる者に対して男女共同参画社会の形成に関する理念の浸透を図るとともに、県内各地域で男女共同参画社会の形成を推進する人材を育成する必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



注：鹿児島県調査の「わからない」には「不明」を含む。
資料：「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

■施策の方向

学校における男女平等教育の推進

学校教育においては、各人の持っている能力や個性を生かし、発達段階に応じ、主体的に生きる力の育成を図るとともに、男女平等や男女相互の理解・協力の重要性について指導します。

【具体的施策】	担当部局
○学校教育全体を通じ、人権尊重を基盤とし、各人の持つ能力や個性を生かし主体的に生きることができる教育の充実	総務部 教育庁

家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

家庭・地域社会における性別による固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重に基づいた男女平等の意識を高めるための学習機会の充実に努めます。

【具体的施策】	担当部局
○県男女共同参画センターにおける講演会や情報誌等による啓発の推進	環境生活部
○市町村等の家庭教育に関する取組への支援	教育庁
○人権教育における教育・学習の推進	教育庁

多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実

男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会を提供し、また、生き方や仕事の悩みに関する相談に応じることで、男女の多様な生き方の選択と自立を支援する環境を整備します。

また、生徒や学生の勤労観・職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力を身につけるよう指導します。

【具体的施策】	担当部局
○男女共同参画に関するセミナーの開催	環境生活部
○男女の人権、生き方等に関する相談及び自己啓発、自立等の支援	環境生活部
○生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成	商工労働部 教育庁

地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり

県全域で男女共同参画を推進していくためには、県や市町村など行政が取り組むだけではなく、事業所や各地域の中で、それらの特性を踏まえて推進していくことが重要であり、そのためにその核となる人材を育成し、男女共同参画を推進する仕組みを検討します。

【具体的施策】	担当部局
○県男女共同参画センターのセミナー・講座等による人材の育成	環境生活部
○地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり	環境生活部

行政・教育機関における人材の育成

行政職員や教育関係者等に対して男女共同参画社会に関する正確な理解の浸透を図り、意識の啓発に努めます。

【具体的施策】	担当部局
○県職員に対する研修の実施	総務部 環境生活部
○教育関係者に対する研修の実施	教育庁
○市町村職員に対する研修の実施	環境生活部

重点目標3 生涯を通じた女性の健康支援

■現状と課題

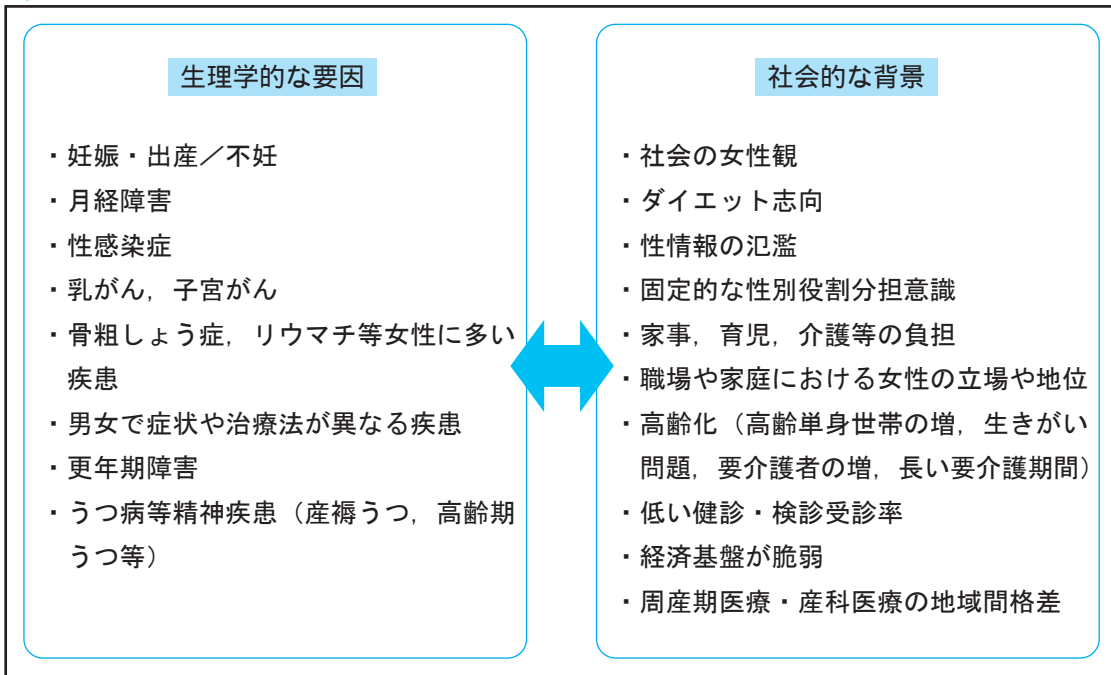
女性も男性も、お互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に、妊娠や出産の可能性を持つ女性は、特有の身体的特徴やライフサイクルと、それらに伴う心身の変化により、男性とは異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議においても、「性と生殖の健康・権利」(*)に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められたところであり、このことについては、1995年の第4回世界女性会議で我が国を含め採択した行動綱領においても、女性の人権として確認されたところです。

こうしたことに配慮しつつ、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要となっています。

女性を抱える健康問題の背景・要因



資料：県保健福祉部資料

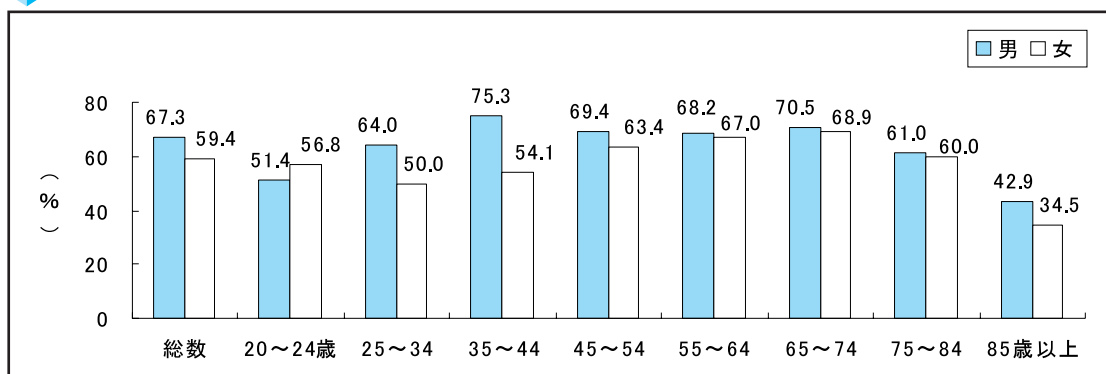
■ 施策の方向

生涯を通じた女性の健康の保持増進

女性が生涯を通じてその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになるための正しい知識の普及や相談窓口の充実を図るとともに、性差を考慮した医療（注1）環境づくりを推進するなど、心身両面から健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

【具体的施策】	担当部局
○女性の健康問題に関する知識の普及・取組促進	保健福祉部
○性差を考慮した医療環境づくりの推進	保健福祉部
○女性の健康づくり支援	保健福祉部
○健康診査・検診を受診しやすい環境整備の促進	保健福祉部
○乳がん検診の普及啓発及び早期発見・早期治療の促進	保健福祉部

本県における性・年齢別にみた健診や人間ドックを受けた者の割合



資料：「平成16年国民生活基礎調査」（厚生労働省）

妊娠・出産等に関する健康支援等

妊娠から出産まで適切な保健・医療サービスが受けられるよう母子保健対策や周産期（注2）医療体制の整備に努めるとともに、不妊に悩む男女への支援策を推進します。

学校における性教育は、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえ、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で取り組んでいきます。

【具体的施策】	担当部局
○母子保健対策の推進	保健福祉部
○周産期医療対策の充実	保健福祉部
○不妊に関する相談や治療の支援	保健福祉部
○関係機関と連携した思春期保健対策の実施	保健福祉部
○適切な性教育の実施	教育庁

健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV/エイズ及び性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療まで総合的な対策が必要です。

また、薬物乱用は健康をむしばみ、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、これらの対策の充実を図ります。

【具体的施策】	担当部局
○エイズを予防するための正しい知識の普及・啓発 や相談・検査の実施	保健福祉部
○薬物乱用防止のための啓発	保健福祉部 教育庁
○喫煙、飲酒の健康への影響に関する情報提供や受 動喫煙防止対策の普及促進	保健福祉部

* 「性と生殖の健康・権利」

「性と生殖の健康」とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

「性と生殖の権利」とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

(内閣府「男女共同参画基本計画(第2次)」の性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の説明から抜粋)

(注1) 性差を考慮した医療：

男女の生物学的、社会的・文化的違いを考慮して行う医療。近年になり、同じ病気でも男女で症状が違ったり、治療の方法や効果に違いがあるということが分かってきた。

(注2) 周産期：

妊娠22週以降から生後7日未満までの期間をいう。